

意見書

令和7年 3月 6日

東京高等裁判所 第20民事部 御中



院長  

診断書とは、医師が患者を診察したうえで診断を下し、その内容を記載することで作成されるものである。

診断書の作成交付を求められた場合、医師は患者に使用目的、提出先を確認する。

診断書作成に先立つ診断は一般に以下のような手順ですすめられる。

まず直接患者を診察する。

患者の主たる症状や問題点を聴取する。その症状の性状(部位、強さ、持続時間、開始時期、増悪あるいは軽減の有無、症状誘発・増悪・軽減の要因等)を聴取する。生活習慣(食事、運動、嗜好品等)や仕事・生活環境等についての聴取をする。本人の既往歴、家族歴も聴取する。

次に視診、触診等の徒手検査、医療機器(聴診、体温計、血圧計等)を用いての検査により身体所見をとる。必要に応じて画像診断(レントゲン、CT、MRI 等)や検体検査(血液・尿等)も施行される。

これらの情報を総合的に客観的に医学的、科学的に判断し医師は診断を下す。

最終診断に至る過程において、常に鑑別診断を念頭に置き、いかなる場合においても主観や先入観にとらわれてはならない。

診断書とは前述の診察の手順を踏まえたうえで得られた診断を基に、医師が作成し発行される公式な文書である。

記載される内容は、患者の基本情報(患者氏名、生年月日、住所等)、診断名、症状、見込まれる治療期間、医師意見(生活や就労上の注意点等)である。施行した検査結果も必要に応じて記載される。その上で、診断書の発行日、医療機関情報、医師名、捺印が記載される。

診断書の責任はこれを作成、発行した医師にある。不正な診断書を作成した医師は、民事・刑事上の責任を問われることがある。

ここに記載される医師意見については前述のごとく診察、検査で得られた情報により客観的、医学的、科学的に評価された診断に基づくものでなければならない。診察によって確認できない事項や患者あるいは医師の主観・先入観に基づく事項については客観性に欠けるとし診断書に記載されるべきではない。

作田医師の作成した診断書について考察する。

●●●氏に対する診断書には以下のように記載されている。

「1年前から団地の1階にミュージシャンが家にいてデンマーク産のコルトとインドネシアのガラムなど甘く強い香りのタバコを四六時中吸うようになり、徐々にタバコの煙に過敏になっていった。煙を感じるたびに喉に低温やけどのようなひりひりする感じが出始めた。このためマスクを外せなくなった。体調も悪くなり、体重が減少している。そのうちに香水などの香りがすると同様の症状がおきるようになった。これは化学物質過敏症が発症し、徐々に悪化している状況であり、深刻な事態である。」

これは患者が訴えた言葉をそのまま文章にしたものと思われる。タバコの煙に過敏になっていたとしても、患者の訴えのみからその原因をただちに隣人からの外国製のタバコの煙であると断定することは不可能である。原因を断定するためには相当の客観的な科学的医学的検証が必要である。今回のケースでは医師が初めからタバコの煙が原因と断定しているためか、他の原因についての検証は全くなされていないが、このことも問題である。患者の訴えのみにて診断を下すことは、場合によっては見落とし、誤診、医療事故につながる可能性がある。客観的な検証の結果得られた原因に対し診断、治療を行うことが医師のつとめである。

繰り返しになるが、診断書は客観的な医学的、科学的根拠から得られる診断をもとに作成されるべきであり、患者の訴えをそのまま記述したり、医師の先入観や憶測により記述されたものを診断書ということはできず、場合によっては虚偽の診断書と言える。

●●●氏に対する診断書には以下のように記載されている。

「団地の一階からのタバコ煙にさらされ、1年ほど前からタバコ煙に接するたびに昨年暮れから咽頭炎、呼吸困難を生じていた。昨年の暮れからは化学物質過敏症が増悪し、洗剤、寝具や衣類の化学繊維まであらゆる化学物質に反応し、口内炎、喉頭炎などを生じ、呼吸が困難になる。このため、体重が10kg以上減少した。微量の化学物質にも激しく反応し、外出が困難になっている。治療法は、原因となる物質のない環境にすることだけである。」

●●●氏については診断書の作成、発行が行われた日時において、本人は受診していないという。本人が受診していない、すなわち患者を直接診察していない場合、いかに家族からの病状の報告や他の医師の診断書をもとにしたといえども、診察していない患者の診断書を作成した時点で医師法第20条違反であることは明白である。またその文書を診断書として公務所である裁判所に提出することは当時医師も理解していたものと思われ、医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは処罰される、という刑法第160条に相当するものと思われ、さらにこれを発行し患者に渡し裁判所に提出したとなればさらに刑法161条にも抵触するものと思われる。

上記より、横浜地裁判決が示した法の解釈について生じた疑問について述べる。

2025年1月14日の判決で、「原告らは、被告作田による本件診断書が被告●●●らの主観的な訴えをもとに作成されていると主張するが、(中略)、主観的な訴えをもとに作成されているから根拠がないということはいくつかできない」と判断されている。しかし、患者の主観的訴えを基に作成されていること自体が、客観的で医学的、科学的な根拠がないことを意味しており、この表現には疑問が残る。さらに言えば、医師の作成した診断書といえどもその内容にわずかでも疑問点があるとす

れば、鵜呑みにせず公正な判断のためには司法の立場からこれを正しく検証していただきたい。

また、「被告作田は、倉田医師の診断書や被告〇〇〇〇から問診で聞いた情報を基に、本件診断書①を作成したのであって、これが原告らに対する違法な行為ということとはできない。」と、判断されているが、これは診察をせずに診断書を発行することを是とするように読み取れるが、無診察での診断書の交付を禁ずる医師法第 20 条の解釈を大きく逸脱している。違法に作成された診断書を基に提訴することは違法ではないのか。

診断書に関しての私見を述べた。

医師は常に医療の専門家としての矜持をもって診療にあたるべきであり、診断書作成においても虚偽のものを作成・交付してはならないことは当然である。

ましてや医師の主観や先入観、創作による診断書はもはや診断書とは言えず、不法な診断書として何ら効力を持たないものであり、そのような診断書を作成・交付する医師に対しては医師としての矜持はあるのか問いたい。

神奈川県横浜市青葉区美しが丘1-4-3-3F

伊東整形外科

院長 伊東 祐一 1960年11月8日生

略 歴

1987年	昭和大学医学部卒業
	昭和大学藤が丘病院整形外科入局
1994年	昭和大学藤が丘病院整形外科助手
2002年	昭和大学藤が丘病院整形外科医局長
2006年	昭和大学藤が丘病院整形外科講師
	伊東整形外科 開院

資 格

医学博士
日本整形外科学会専門医
日本整形外科学会認定リウマチ医
日本整形外科学会認定スポーツ医
日本整形外科学会認定運動器リハビリテーション医
日本スポーツ協会認定スポーツドクター